

保護者様

群馬県立伊勢崎工業高等学校

学校感染症による出席停止措置について

学校感染症に罹患の場合は、学校保健安全法により出席停止措置となりますので、下の「治癒証明書」を主治医に記入していただき、症状が軽快して登校する際に学校へ提出してください。(出席停止の期間は、欠席扱いとはなりません)

	病名	出席停止の期間
第 二 種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)及び 新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過 するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質 製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を 経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第 三 種	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれ がないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	コレラ、細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれ がないと認めるまで

\* 病状により、主治医の証明がある場合は、出席停止期間はこの限りではありません

治癒証明書

群馬県立伊勢崎工業高等学校長 様

年 組 番 氏名

上記の者は( )のため、出席停止措置の扱いとなっておりましたが、  
予防上支障がないことを認めましたので登校可能とします。

〈出席停止期間〉 月 日 から 月 日 まで

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印